

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、日本列島の最南端に位置しアジアとの結節点の国境都市である。地域の人口は、約 49,000 人、出生率の増加により幼少年人口が増えている反面、医学の進歩等による死亡率低下に伴い、老年人口指数が増大傾向にあり、全国的傾向と同様、少子高齢化が進んでいる。産業は、第 3 次産業「卸売・小売業」、第 2 次産業「建設業」、第 1 次産業「農業」の順でバランス良く構造されており、多様な業種が地域の経済並びに雇用を支えている。南ぬ島石垣空港の開港以降、各産業の好調な伸びがみられる一方、市内の中小企業は後継者不足、人手不足などの課題に直面しており生産年齢人口の減少が懸念されている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 3 7 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、地域の経済がさらに発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 30 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業において、多様な業種が経済並びに雇用を支えているため、これらの事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、幅広い産業の様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

石垣市の産業は、島内広域に立地しているため広く事業者の生産性向上を実現する観点から石垣市全域とする。

(2) 対象業種・事業

石垣市の産業は、卸売・小売業、建設業、農林水産業と多岐に亘り、多種多様な業種が経済並びに雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導

入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画における労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画認定から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の対象としない等、雇用の安定に配慮する。公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。